

労働安全衛生規則の一部を改正 する省令案の概要

厚生労働省

安全衛生部 安全課

労働安全衛生規則の改正案の概要

1. 改正の趣旨

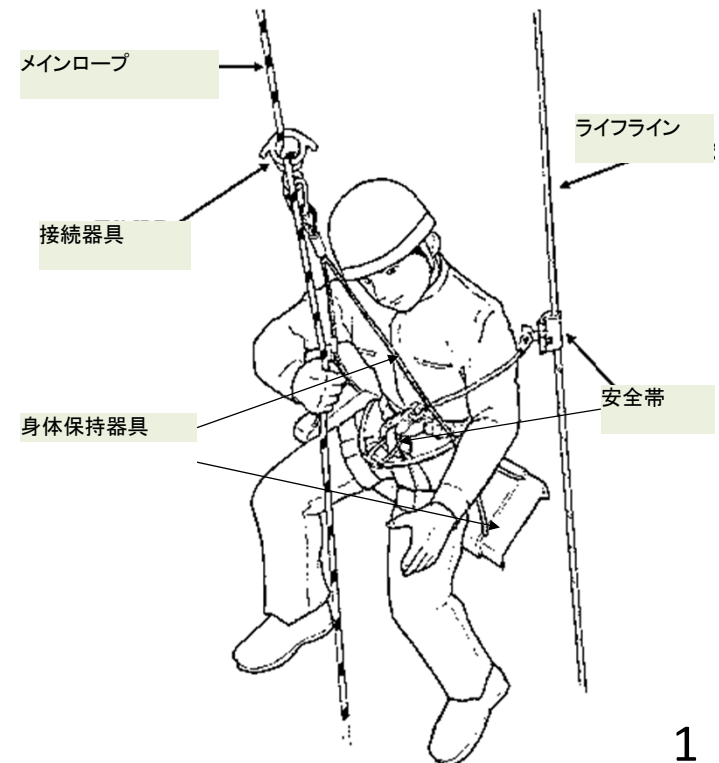
ロープで労働者の身体を保持し、ビルの外装清掃やのり面保護工事などを行ういわゆる「ロープ高所作業」については、従来よりビルメンテナンス業や建設業で行われているが、当該作業において、ロープの結び目がほどける、ロープが切れる等により墜落した死亡災害が発生している。

このようなことから、「ブランコ作業における安全対策検討会」(厚生労働省労働基準局安全衛生部長開催)報告書(平成27年4月)を踏まえ、ロープ高所作業における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の改正を行う。

(参考1)ロープ高所作業の例



ロープ高所作業のイメージ (ガラス清掃作業の例)



(参考2)ロープ高所作業における労働災害の発生状況

(1)ロープ高所作業における過去6年の死亡者数は24人 (平成21年～26年)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
死亡者数	4	5	3	2	4	6	24
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11

(2)死亡者24人のうち、23人が「墜落・転落」

- ア 作業中に支持物(緊結元)からロープが外れ(ほどけ)墜落(6件)
- イ 屋上や法肩での準備作業中や移動中に墜落(5件)
- ウ 作業中にロープと安全帯との接続を外して(接続せず)墜落(4件)
- エ 作業中にロープが切れて墜落(3件)
- オ 作業中にロープの支持物(緊結元)ごと墜落(2件)
- カ 安全帯(フック)が壊れたものを使用して墜落(1件)
- キ ロープが短かったことから下降時に墜落(1件)
- ク 作業中に墜落した労働者に巻き込まれ(1件)
- ケ その他(1件)

2. 改正の概要

(1) ロープ高所作業における危険の防止に係る規定の新設

※ロープ高所作業の定義：

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、いわゆるブランコなどの昇降器具（作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（以下「身体保持器具」という。）を取り付けたものであって、労働者自らの操作により上昇し、又は下降するものをいう。）を用いて、労働者が当該器具により身体を保持しつつ行う作業。ただし、勾配が40度未満の斜面における作業は含まれない。

① ライフラインの設置

身体保持器具を取り付けるための「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けること。

② メインロープ等の強度等

ア. メインロープ等については、十分な強度を有するものであって、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用すること。 ※メインロープ等： メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具、これをメインロープに取り付けるための接続器具

イ. メインロープ、ライフライン、身体保持器具については、以下の措置を講じること。

- a) メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる堅固な支持物に、外れないよう確実に緊結すること。
- b) メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さとする。
- c) 突起物等により、メインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所には、覆いを設ける等の切断を防止するための措置を講ずること。
- d) 身体保持器具は、メインロープに接続器具を用いて確実に取り付けること。



切断防止措置（養生）の例

③ 調査及び記録

あらかじめ、作業を行う場所の状況等を調査し、その結果を記録すること。

④ 作業計画

あらかじめ、③により知り得たところに適応する作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業計画は、作業の方法や順序等の事項が示されていること。

(1) ロープ高所作業における危険の防止に係る規定の新設（つづき）

⑤ 作業指揮者

作業を指揮する者を定め、その者に④で定めた作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、②のイの措置が講じられているか否かの点検等を行わせること。

⑥ その他

- ア. 安全帯の使用
- イ. 保護帽の着用
- ウ. 作業開始前点検

(2) 特別教育を必要とする業務の追加

事業者は、労働者をロープ高所作業に係る業務に就かせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならないこととする。

3. 施行日

平成28年1月1日。ただし、特別教育については平成28年7月1日。

4. 経過措置

下記以外の作業については、所要の措置(※)を講じた場合に限り、当分の間、2(1)①は適用しない。

下記： a)ビルクリーニングの業務に係る作業、b)のり面保護工事に係る作業

※所要の措置：以下の(i)及び(ii)

- (i) メインロープを異なる2以上の堅固な支持物と緊結すること。
- (ii) メインロープが切断するおそれのある箇所との接触を避ける措置、それが困難な場合には(i)の他に当該箇所の下方にある堅固な支持物にメインロープを緊結すること。

